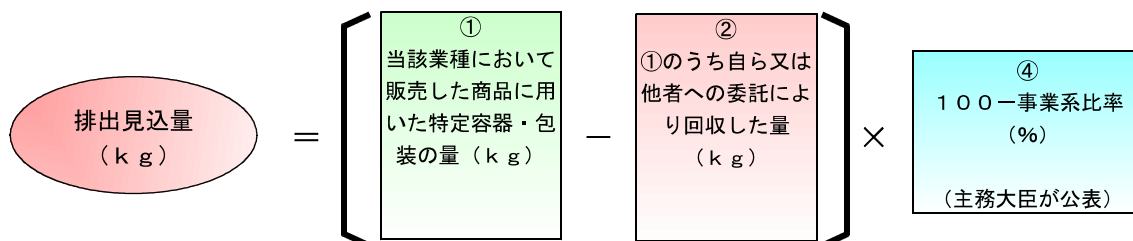


(2) 簡易算定方式による場合 (上記算定式の③の把握が困難な場合)

平成19年度より、簡易算定方式においても個別の店頭回収努力が反映されるよう、「自ら又は他者への委託により回収した量」を個別に控除できるようになりました。



- * 具体的算定方法については、
<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/youki/y law/index.html>
ガイドライン「特定事業者による容器包装廃棄物として排出される見込量の算定のためのガイドライン」を参照してください。